平成３１年１月発行　山形市認定農業者情報誌　第１３８号
現在の山形市の認定農業者数：４２６名（平成３１年１月）

えいのうキング

《発行》山形市農業振興協議会
＜問い合わせ先＞
農政課 担い手育成係
TEL 641-1212 内線 436

山形市新春農業講演会のお知らせ

現在の農業・農村は、農業従事者の減少や高齢化・耕作放棄地の増大等の諸課題をかかえておりますが、将来の農業に明るい展望を見出していただくため、こだわりの品種選びによる農業経営を行う方を招き、講演会を行います。皆様のご来場をお待ちしております。

１．講演内容

演題：**「おいしさ」をブランドに！　こだわりの品種選びによる野菜づくり**

講師：鈴木農場・伊東種苗店（福島県郡山市）
代表　**鈴木　光一**　氏

ー講師プロフィールー
昭和 37 年福島県郡山市大槻町生まれ。東京農業大学農学部経済学科卒業後、家業である農業に従事し、祖母の実家である種苗店も継承。おいしい品種選びによるおいしい野菜づくりにこだわり、直売所や県内外のマルシェ等での豊富な販売経験をもつ。また、土地を象徴する野菜がなかった郡山において、野菜の持つおいしさ・栄養価・個性・郡山の土地や気候との相性などから、毎年1つこだわりの品種を選定・育成しブランド化している「郡山ブランド野菜」の発案者でもある。著書に「野菜品種の選び方（農文協）」、「野菜品種はこうして選ぼう（創森社）」がある。平成30年郡山市農業賞受賞。

【現職】
鈴木農場・伊東種苗店　代表　郡山市農地利用最適化推進委員委員長　郡山ブランド野菜協議会会長
福島県指導農業士会副会長　種苗管理士・シードアドバイザー　など

２．開 催 日　平成３１年１月２９日（火）午後１時３０分～午後３時３０分

３．場　　所　山形市東古館１４５番地
「山形市農業研修センター」（協同の杜の南側に隣接）

４．参加費等　**入場無料、申込み不要**（無料駐車場１００台分あります）

５．主　　催　山形市、山形市農業振興協議会、
一般社団法人山形市農業振興公社、山形市農業研修センター

６．後　　援　山形市農業委員会、山形市農業協同組合、山形農業協同組合、
山形市認定農業者連絡協議会、山形市青年農業士会

お問合せ　農政課　農政企画係　電話 023-641-1212　内線 437
（一社）山形市農業振興公社　電話 023-644-1622

果樹農家の皆様へ
果樹共済に加入しましょう

山形県農業共済組合（NOSAI）では、近年多発するゲリラ豪雨・豪雪・開花期の低温等の気象災害のリスクに備え、果樹農家の経営を守る「果樹共済」への加入を推進しております。

詳しくは、お近くの果樹推進員もしくは、山形県農業共済組合本所園芸部（６５６－８９７８）へお問い合わせください。

降雪量が増える時期です
積雪によるハウス倒壊に気を付けましょう

山形市６次産業化に関するご案内

６次産業化商品 消費者求評会 出品者募集！

山形市では、加工品の開発・販売に取り組む農業者に対し、消費者の意見をひろく聞く機会を提供し、消費者のニーズを意識した「売れる商品づくり」を目指すため、６次産業化商品の『消費者求評会』を開催いたします。

つきましては、出品者を募集しますので、下記申込・連絡先まで是非申込みください。

１　日　　時　　平成３１年２月１０日（日）　午前１０時３０分～正午まで（予定）
２　場　　所　　山形まるごと館紅の蔵　（「十日市」イベントに合わせて実施。）
３　内　　容　　○６次化商品の試食提供
　　○来場者に対する求評（聞き取り又はアンケート調査）
４　経　　費　　無　料
５　対　　象　　山形市内で６次産業化に取り組む農業者
６　申込締切　　平成３１年１月３１日（木）
７　そ の 他　　※試食提供にかかる経費等は各自でご負担いただきます。
　　※テント・机等の備品は、事務局にて用意いたします。
　　※詳しい内容は個別に打合わせをさせていただきます。

6次産業化ネットワーク交流会　開催のお知らせ

「農産物を加工し販売してみたい」、「体験農場をはじめてみたい」、「作った農産物を直接売ってみたい」こうした取組みについて、市内の農業者と情報交換や仲間づくりをしてみませんか。

【対象者】　・山形市内の農業者で、６次産業化に取り組んでいる方、これから始める方
　　・一緒に６次産業化に取り組み、連携、協力していく仲間を見つけたい方

１　日　　時　　平成３１年２月１９日（火）　１３時 30 分～15 時 30 分
２　場　　所　　山形市農業研修センター（山形市東古館１４５）
３　内　　容　　○取組み事例発表（市内取組農業者）　　○参加者同士の交流会
　　○６次産業化に関する個別相談（希望者のみ。事前に申し込みが必要です。）
４　定　　員　　２０名程度　（参加費無料）
５　締め切り　　平成３１年２月８日（金）まで
６　申込方法　　申込書は市ホームページからダウンロードするか、農政課窓口にて配布しておりますので、申込書に必要事項を記載の上、下記申込・連絡先に提出してください。

【申込・連絡先】
山形市農林部農政課　地域農業係　担当：松本・三嶋
TEL 641-1212　内線 430　　FAX 641-1865
Email：nousei@city.yamagata-yamagata.lg.jp

青色申告 研修会のご案内

農業経営者の皆さん、青色申告を始めましょう！

青色申告は、自分の経営を客観的につかむための重要なツールです。税制上のメリットもありますので、早速、取り組んでみましょう。

■青色申告は、「正規の簿記」と「簡易な方式」があります。

- 正規の簿記は複式簿記です。
- 簡易な方式は白色申告では求められていない現金出納帳等を整備することが必要です。

■青色申告の主なメリット

- **青色申告特別控除**
  「正規の簿記」の場合は65万円を、「簡易な方式」の場合は10万円を所得から控除可能です。
- **青色事業専従者給与の全額必要経費算入**
  白色申告では、従事者1人について50万円（申告者の配偶者は86万円）の事業専従者控除がありますが、青色申告では全額必要経費に算入可能です。
- **損失の繰越しと繰戻し**
  損失額を翌年以後3年間（法人は9年間）にわたって繰り越して、各年分の所得から控除可能です。
  また、繰越しに代えて、損失額を前年に繰り戻して、前年分の所得税の還付を受けることも可能です。

帳簿を付けることで、**自らの経営状況をつかみやすくなる**とともに、**金融機関からの信用を得やすい**といった経営上のメリットも出てきます！

★新たに青色申告を始めるためには、個人の場合、**3月15日までに、最寄りの税務署に「青色申告承認申請書」を提出**する必要があります。
この申請を行えば、その年分の所得から、青色申告を行うことができます（申告時期は翌年2～3月）。

★平成31年1月からスタートする**収入保険は、青色申告を行っている農業者（個人・法人）が対象**です。

■主　催　山形県・山形県農業共済組合

■対 象 者　農業者（個人・法人）及び経理担当者、農業関係機関・団体の職員
※是非、経理担当者とともにご参加ください！

■内　容　青色申告の概要・メリット、申告の手続き方法、簡易簿記の記帳方法、収入保険制度の概要など
※軽減税率の概要についても説明します。

■参加申込　**参加には事前登録が必要**ですので、下記申込先にファックス（裏面参加申込書）、または電子メールやお電話で、①参加希望会場、②氏名、③参加希望人数、④住所、⑤職業、⑥電話番号を明示のうえ、参加希望会場の開催日の前日まで申し込んでください。

村山・最上会場は本所、置賜会場は置賜支所、庄内会場は庄内支所へお申込みください。

地区	月　日	時　間	会　場	住　所	講　師
村山	1月23日(水)	13:30～16:00	山形県農業共済組合 本所	天童市 小関1333	●収入保険制度 山形県農業共済組合 ●青色申告 税理士 奥山　享氏
最上	1月21日(月)	13:30～16:00	新庄市民文化会館 大ホール	新庄市 堀端町4-67	
置賜	1月22日(火)	13:30～16:00	川西町フレンドリープラザ ホール	川西町 大字上小松1037-1	
庄内	1月28日(月)	13:30～16:00	山形県農業共済組合 庄内支所	酒田市 広野字上割171-1	

■申 込 先　**山形県農業共済組合**

本　　所　FAX 023-656-8980　☎ 023-665-4700　E-mail:zao@yynosai.or.jp
置賜支所　FAX 0238-37-5709　☎ 0238-27-7017　E-mail:okitama@yynosai.or.jp
庄内支所　FAX 0234-91-1560　☎ 0234-91-1553　E-mail:syounai@yynosai.or.jp

問合せ先　山形県農業共済組合 収入保険推進課　☎ 023-665-4700
山形県 農林水産部 農政企画課 団体検査指導室　☎ 023-630-2384

農業経営安定のためのセーフティネットに加入しましょう!

平成30年は、最上・庄内地方を中心とした記録的豪雨や置賜地方を中心とした高温渇水など、これまで経験したことのないような自然災害が発生しております。また、国内市場の縮小による産地間競争の激化や経済連携の進展によるグローバル化など、農畜産物の価格変動による農業経営への不安が叫ばれております。

これら気象変動や価格変動に対応し、農業の再生産を可能とするための手段の1つとして、各経営形態に合った**農業経営セーフティネットに加入**し、万が一に備えましょう。

《農業経営セーフティネットの一例》

- 農業共済制度(水稲、麦、家畜(牛、馬、豚)、りんご、ぶどう、なし、もも、おうとう、かき、大豆、そば、ホップ、蚕繭、園芸施設、建物、農機具)
- 収入保険制度(平成31年1月から制度開始)
- 収入減少影響緩和対策(ナラシ対策)
- 野菜価格安定制度
- 畜産の経営安定対策(牛マルキン、豚マルキン、鶏卵生産者経営安定対策など)

平成31年1月から 収入保険制度 がはじまります!

◎品目の枠にとらわれず、**自然災害による収量減少だけでなく、価格低下なども含めた収入減少を補てん**します。

【対象者】青色申告を行っている農業者(個人・法人)
※青色申告(簡易な方式を含む)の実績が1年分あれば加入できます。

【対象収入】農業者が自ら生産した農産物の販売収入全体
※肉用牛、肉用子牛、肉豚、鶏卵は、マルキン等の対象なので除きます。

【補てんの仕組み】保険期間の収入が基準収入の9割(5年以上の青色申告実績がある場合の補償限度額の上限)を下回った場合に、下回った額の9割(支払率の上限)を補てんします。
※基準収入は、農業者ごとの過去5年間の平均収入(5中5)を基本とし、規模拡大など保険期間の営農計画も考慮して設定します。
※「掛捨ての保険方式」に「掛捨てとならない積立方式」も組み合わせるかどうかは選択できます。

【類似制度との関係】「収入保険」と、「農業共済」、「ナラシ対策」、「野菜価格安定制度」などの類似制度は、同時に加入することができないため、どちらかを選択して加入いただくことになります。

基準収入が1,000万円の農業者が
・補償限度9割
(保険8割+積立1割)
・支払率9割
を選択した場合の試算

◎農業者が用意すべきお金

保険料(掛捨て)は、	7.8万円
積立金(掛捨てではない)は、	22.5万円
事務費は、	2.2万円
合計	32.5万円

◎補てん金額

収入減少の程度(保険期間の収入)	補てん金の合計	保険方式(保険金)	積立方式(特約補てん金)	補てん金を含めた保険期間の収入(対基準収入)
20%(800万円)	90万円	0万円	90万円	890万円(89%)
30%(700万円)	180万円	90万円	90万円	880万円(88%)
50%(500万円)	360万円	270万円	90万円	860万円(86%)
100%(0万円)	810万円	720万円	90万円	810万円(81%)

【収入保険の補てん方式】
(※5年以上の青色申告実績がある場合)

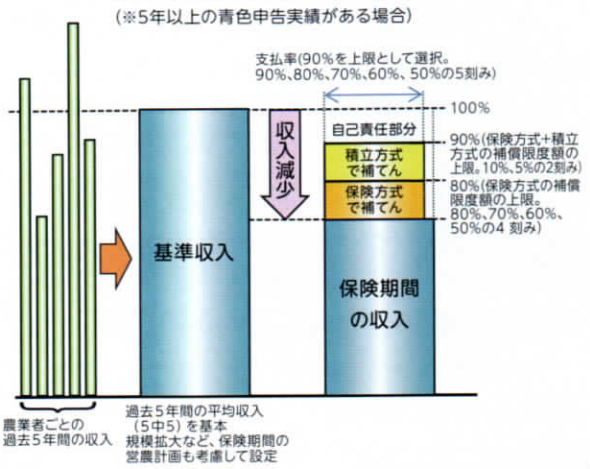

青色申告研修会参加申込書

項目	記入欄			
参加希望会場(○で囲んでください。)	1. 村山会場(1/23)	2. 最上会場(1/21)	3. 置賜会場(1/22)	4. 庄内会場(1/28)
氏名(団体名)			参加希望人数	人
住所	〒			
職業			連絡先(TEL)	

リサイクル適性Ⓐ
この印刷物は、印刷用の紙へリサイクル可能です

あなたの農作業をお手伝いします！

☆☆　認定農業者の皆さまへ　☆☆

山形市農業振興公社では、山形市の農業者等の農業生産活動を支援するため，毎年農業サポーター養成講座を開講し，農業サポーターを養成しております。現在４９名の農業サポーターが登録しております。

農業サポーターは，みなさまの農作業を積極的に手伝いたいという人ばかりです。小さな作業でもお手伝いをしますので，お気軽にお申し込みください。

Ｑ１ どんな農作業を手伝ってくれるの？

Ａ１ **草取り，野菜・果樹の管理・収穫作業等できるものはすべてお手伝いします。**

Ｑ２ 手伝ってもらうにはどうしたらいいの？

Ａ２ **まず，農業振興公社に農業者登録と作業内容の登録が必要です。**

Ｑ３ どうやって登録するの？

Ａ３ **山形市内に住所がある農業者はだれでも登録できますが，登録票に記入し提出する必要がありますので，農業振興公社へお問い合わせください。**

Ｑ４ 農業サポーターの登録内容は確認(閲覧)できるの？

Ａ４ **農業者はサポーターの登録内容を，サポーターは農業者の登録内容を閲覧し，自分の希望に合った場合は，直接両者で交渉することになります。**

Ｑ５ 作業料金等は？

Ａ５ **作業料金や作業時間等は，すべて両者で交渉することになります。**

連絡先

〒990-2375　山形市東古館145番地　一般社団法人山形市農業振興公社

☎ 023-644-1622　　FAX　023-644-0011

別紙　1

農業サポーター及び農家の登録のフロー

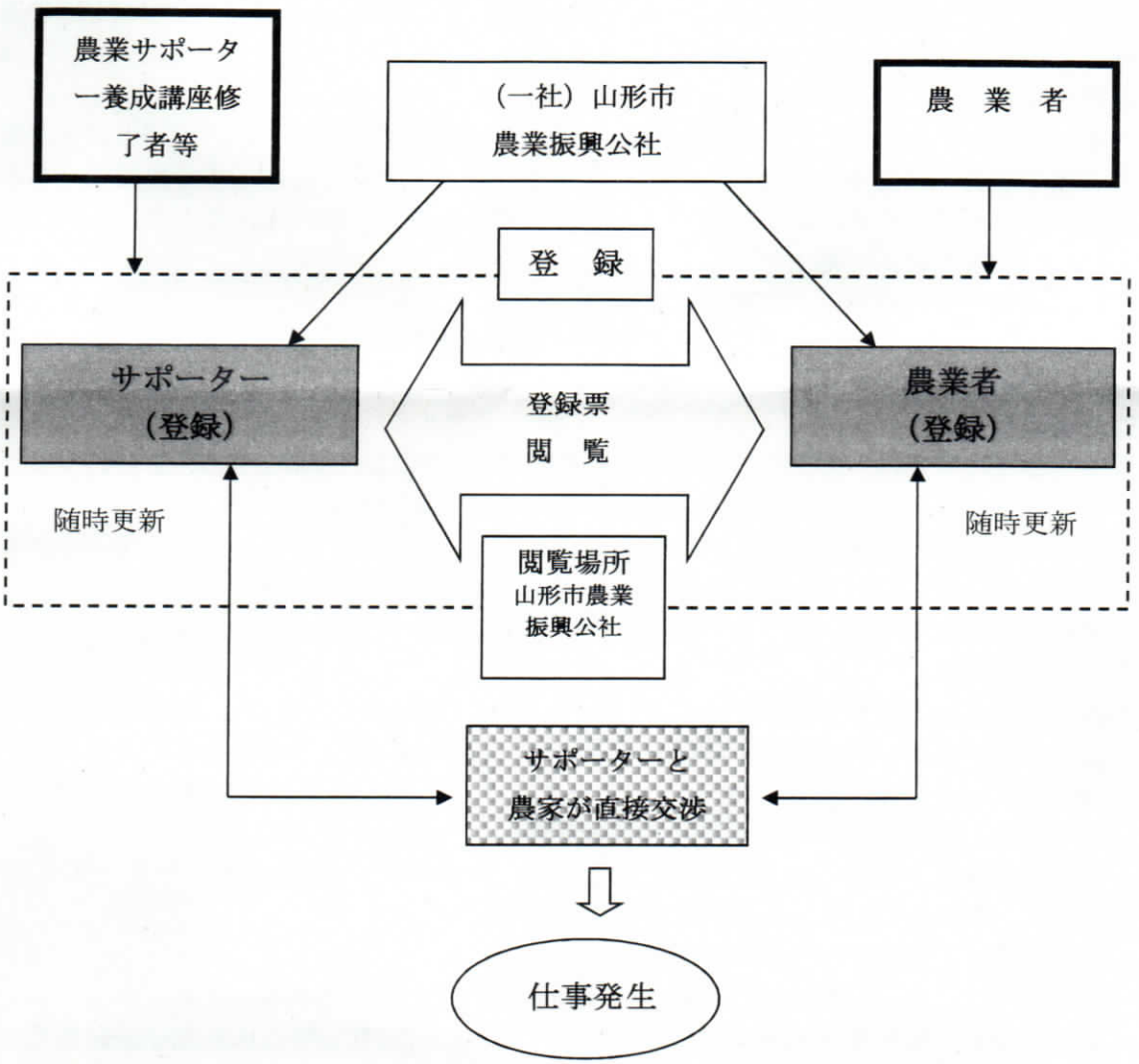

【説　明】

＊ 登録希望者（養成講座修了者等・農業者）は，別紙登録票に記入して（一社）山形市農業振興公社に提出する。

＊ サポーター登録票には，氏名・住所・性別・年齢・連絡先電話番号・希望作業の種類・就業希望時間・作業賃金等を記載する。

＊ 農家登録票には，氏名・住所・年齢・連絡先電話番号・経営形態・希望作業の種類・就業希望時間・作業賃金等記載する。

＊ 閲覧しようとする者は，（一社）山形市農業振興公社にて閲覧とする。

＊ 登録サポーターは，サポートしようとする場合には農業者登録票を閲覧し，直接交渉する。

＊ 登録農業者は，サポーター登録票を閲覧し，サポーター要請を直接交渉する。

(一社)山形市農業振興公社農業サポーター事業実施要領

（目的）

第１条　市民による農業支援活動を円滑に推進するため，農業者と市民サポーターをつなぐ(一社)山形市農業振興公社農業サポーター事業（以下サポーター事業とする。）の実施において必要な事項について定める。

（登録の手続き）

第２条　山形市が実施した「やまがた農業サポーター養成講座」修了者および当公社が認める者で農業への従事を希望するサポーター及び農業労働力を必要とする農業者（本市に住所を有している者に限る）は，サポーター事業登録票（様式１，２，３）に記入のうえ，公社理事長あて提出する。

２　登録及び内容の更新は，随時受付を行う。

３　登録の抹消を希望するときは，サポーター事業登録抹消届（様式７）に登録証を添えて公社理事長に届出なければならない。

（登録証の発行）

第３条　公社理事長は，登録申込みのあった者に対し，登録証（様式４，５）を発行する。

２　公社理事長は，登録証の使用において，第４条の規定する閲覧以外への使用，本人以外の者への貸与その他不適切な使用があったと認めたときは，当該登録証を発行された者の登録を抹消するとともに，当該登録証を返還させることができる。

３　登録証の有効期限は，発行日の属する年度の末日から５年間とする。

（登録情報の閲覧）

第４条　登録者は登録証を提示することにより，必要な範囲内において，登録サポーターは農業者登録情報を，登録農業者はサポーター登録情報を閲覧することができる。

２　登録サポーターは，農業者をサポートしようとする場合にはサポーター事業登録票（農業者用）を閲覧し，登録農業者と自ら交渉を行うものとする。

３　登録農業者は，サポーターを必要とする場合，サポーター事業登録票（サポーター用）を閲覧し，登録サポーターと自ら交渉を行うものとする。

４　閲覧場所は，（一社）山形市農業振興公社とする。

５　閲覧時間は，土，日及び祝日を除いた日の９時から１６時半までとする。

６　登録情報を閲覧しようとする者は，登録証を提示し，閲覧台帳に氏名及び登録番号を記入するものとする。

（報告）

第５条　前条の規定による閲覧により，雇用契約が成立したときは，登録サポーターは，サポーター事業報告書（様式６）により公社理事長に報告しなければならない。

（その他）

第６条　この事業において，（一社）山形市農業振興公社は雇用契約に関与するものではない。

（補足）

第７条　この要領に定めるほか，この要領の施行に必要な事項は，別に定める。

附　則

この要領は，平成１６年１０月２０日から施行する。

附　則

この要領は，平成２５年　４月　１日から施行する。

様式２

（一社）山形市農業振興公社農業サポーター事業登録票（農業者用）

（一社）山形市農業振興公社理事長　様

私は，（一社）山形市農業振興公社農業サポーター事業実施要領を承諾のうえ，下記のとおり登録の申込みをします。

平成　　年　　月　　日

住　　所	〒　　－ 山形市	
フリガナ		性　　別
氏　　名	印	男　・　女
生年月日	大正・昭和　　年　　月　　日生れ　　（満　　歳）	
連　絡　先	電話番号（自宅・携帯）　　－　　－	
	ＦＡＸ番号　　－　　－	

《　処　理　欄　》

受付日	農業者 登録番号	登録証発行日	備　　考
	農		

様式３　（一社）山形市農業振興公社農業サポーター事業

作業内容申込書（農業者用）

（一社）山形市農業振興公社理事長　様

私は，（一社）山形市農業振興公社農業サポーター事業実施要領を承諾のうえ，下記のとおり登録の申込みをします。

申込者　　平成　　年　　月　　日

フリガナ		電話番号	農業者登録番号
氏　　名	印	―	農

申込内容

希望するサポーターの年齢	①　　歳～　　歳まで　　②問わない
賃　　金	時給　　円　（　通勤手当　あり・なし　）
作　　目	
作業内容	
雇用時期	月　　日～　　月　　日頃
時　　間	時　～　　時
必要人数	人
作業場所	住　所 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿ または，＿＿＿＿＿地区，＿＿＿＿＿地区
条件・要望等	

《　処　理　欄　》

受付日	作業登録番号	登録証発行日	備　　考
	作業		